

広島県教育委員会教育長訓令第六号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二管理部の部総務課の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同項課長専決事項の欄中第十四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人に係る監督（解散及び残余財産の処分の許可を除く。）

十七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）に基づく公益信託に係る監督（引受けの許可及び信託財産の全部取崩しの承認を除く。）

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄中第十二号を第十五号とし、第五号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第四号中「（採用候補者の決定に係るものを除く。）」を削り、同号を同欄第七号とし、同欄中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号の嘱託員の任免
- 二 課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く職員の営利企業等の従事許可
- 三 特別の形態によつて勤務する必要がある職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の同一の日における勤務時間の割振り

別表第二管理部の部教職員課の項部長専決事項の欄第八号を削り、同項課長専決事項の欄第十三号中「（採用候補者の決定に係るものを除く。）」を削り、同欄第十六号中「（特別昇給を除く。）」を削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。